

独立行政法人水産総合研究センター監事 [REDACTED] 退職手当の算定に係る業績勘案率

平成17年2月2日
独立行政法人水産総合研究センター

1. 退職者名： [REDACTED]
2. 役職： 監事
3. 在任期間：平成15年10月1日就任～平成16年3月31日退職
4. 職務：独立行政法人水産総合研究センターの業務を監査する。

業績勘案率（案）：1.0

業績勘案率（案）の算定に当たり勘案した事項

基本業績勘案率	1.0
法人業績を勘案して加算する率	0.0 【法人業績を勘案して加算した理由】 業務の適正かつ能率的な運営を確保するため、効率化を図りつつ業務の改善等を行ってきたが、年度計画の範囲のものであった。
個人業績を勘案して加算（減算）する率	0.0 【個人業績を勘案して加算（減算）した理由】 業務について適正かつ能率的な運営を確保するため、財務状況、業務執行の状況等の監査に当たってきたが、在任期間が半年間という短い期間でもあったため、特に加算（減算）するような業績はなかった。

※別添として、業績勘案率（案）の算定の参考となる資料を添付する。

基本業績動案率算出基礎 法人名 独立行政法人水産総合研究センター

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標(◎大項目、○中項目)	平成15年度				備考	
				中項目		大項目			
				評価	ウェイト	評価	ウェイト		
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置	◎ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置						
			○ 評価・点検の実施	A	1.00	0.20	A		
			○ 競争的環境の醸成	A	1.00	0.16			
			○ 調査・研究支援業務の効率化及び充実・高度化	A	1.00	0.20	1.000	0.250	
			○ 調査・研究の連携と協力の推進	A	1.00	0.20			
			○ 管理事務業務の効率化	A	1.00	0.12			
			○ 職員の資質向上	A	1.00	0.12			
			ウェイト付けをした評点の計			0.250			
			◎ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置						
			○ 試験及び研究、調査並びに技術の開発	A	1.00	0.45			
○ 海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等	A	1.00	0.10	1.00	0.250				
○ 専門分野を活かした社会貢献等	A	1.00	0.30						
○ 成果の公表、普及・利活用の促進	A	1.00	0.15						
ウェイト付けをした評点の計				0.250					
第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画	第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画	第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画	◎ 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画						
			○ 予算及び収支計画等	A	1.00	0.50	A		
			○ 短期借入金の限度額	-	-	-			
			○ 外部資金の獲得	A	1.00	0.30			
			○ 自己収入の安定的な確保	A	1.00	0.10	1.00	0.250	
			○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	A	1.00	0.10			
			○ 剰余金の使途	-	-	-			
			ウェイト付けをした評点の計				0.250		
			◎ その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項						
			○ 人件費に関する計画(人件費及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	A	1.00	1.00	1.000	0.250	
ウェイト付けをした評点の計				0.250					
第4 財務内容の改善に関する事項	第4 財務内容の改善に関する事項	第4 財務内容の改善に関する事項	◎ 財務内容の改善に関する事項						
			○ 財務内容の改善に関する事項						
			○ 財務内容の改善に関する事項						
			○ 財務内容の改善に関する事項						
第5 その他業務運営に関する事項	第5 その他業務運営に関する事項	第5 その他業務運営に関する事項	◎ その他業務運営に関する事項						
			○ その他業務運営に関する事項						
			○ その他業務運営に関する事項						
			○ その他業務運営に関する事項						
各項目のウェイト付けをした評点の合計①				1.000					
在職月数②				3				計③ 3.000	
②×①				3.000				計④ 3.000	
基本業績動案率=④/③				1.0					

当委員会の方針と農林水産省委員会決定との関連

H16. 8. 30 農林水産省独立行政法人評価委員会決定	
役員退職金に係る業績勸励率に関する方針 (H16. 7. 23 独立行政法人評価分科会決定)	役員退職金にかかる業績勸励率について (算式による基本業績勸励率の最大値は 1.0)
<p>役員退職金に係る業績勸励率に関する方針 (H16. 7. 23 独立行政法人評価分科会決定)</p> <p>1. 業績勸励率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並にするとし、今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0を基本とする。</p> <p>2. 各府省独立行政法人評価委員会からの通知が1.0を超える場合の観点。 ① 退職役員^の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的に説明することができるものとなっていること。 ② 業績勸励率算定時に在職期間に係る年度評価結果が確定していない場合、当該期間の法人等の業績を客観的・具体的に根拠によって認定していること。</p>	<p>役員退職金にかかる業績勸励率について (算式による基本業績勸励率の最大値は 1.0)</p> <p>退職役員^の在職期間に係る法人の業績が過去の業績と比べ大幅に改善されている場合は、その内容に応じて加算することができることとする。</p>
<p>③ 業績勸励率算定に当たっての法人の個々の評価結果のウエイト付けが適切であること。</p> <p>④ 在職時に受けた役員報酬に対する法人等の業績等の反映状況と整合的であること。</p> <p>⑤ 退職役員^の個人的な業績を考慮する場合、考慮の程度が付随的なものとなっており、法人等の業績に比べて重視しすぎないこと。</p>	<p>基本業績勸励率に 0.5 を上限として加算できることとする。また、法人の業績を勸励するに当たっては、以下に示す事例を参考にしたい。また、当該法人の業績についてできる限り客観的・具体的に示していただきたい。</p>
<p>③ 業績勸励率算定に当たっての法人の個々の評価結果のウエイト付けが適切であること。</p>	<p>基本業績勸励率については、当該退職役員^の在職期間に対応した年度業績実績評価に基づいて算定されることとなるが、その場合、退職時期によっては長期(1年数ヶ月)にわたり退職金の額が確定しない可能性がある。このため、各法人において、上記問題を回避する所要の措置を検討する必要がある。</p>
<p>④ 在職時に受けた役員報酬に対する法人等の業績等の反映状況と整合的であること。</p> <p>⑤ 退職役員^の個人的な業績を考慮する場合、考慮の程度が付随的なものとなっており、法人等の業績に比べて重視しすぎないこと。</p>	<p>退職役員^の在職期間に対応する年度業績実績評価を元に算出した業績勸励率を基本とし、当該退職役員に特段の個人業績がある場合にはこれを考慮し、・・・決定する。(年度評価のウエイト準用) (役員報酬の加減算なし)</p>
<p>⑤ 過去の役員^の通常の業績とは差があったことを客観的・具体的に根拠によって認定していること</p>	<p>基本業績勸励率からの増減の幅は、0.1以内を基本とする。ただし、多くの項目にわたる業績がある場合など、特に高く又は低く評価すべき業績がある場合には0.5を上限とし増減することができる。 (法人業績最大1.5、個人業績最大0.5)</p> <p>各法人が退職役員に係る個人業績を勸励するに当たっては、以下に示す事例を参考にしたい。</p>

H16. 8. 30 農林水産省独立行政法人評価委員会決定	
役員退職金に係る業績勘案率に関する方針 (H16. 7. 23 独立行政法人評価分科会決定)	役員退職金にかかる業績勘案率について
と。	法人・個人業績を勘案するに当たっての考え方について き、当該役員が取り組んだこととその成果の関係を できる限り客観的・具体的に示していただきたい。
・ 個人的な業績を考慮して業績勘案率を変動させる幅について、過去の役員の通常の業績との差に対応した明確な基準が定められていること。また、客観的・具体的根拠によってその幅を決定していること。	基本業績勘案率からの増減の幅は、0.1以内を基本とする。ただし、多くの項目にわたる業績があるなど、特に高く又は低く評価すべき業績がある場合には0.5を上限とし増減することができる。
・ 役員任期中における、法人役員としての固有の業務に関する個人的な業績であること。	当該退職役員に理事長、副理事長、理事、監事の個々の職責に照らして特段の個人業績がある場合においては、その実績に応じて業務勘案率を増減させることができる。
⑥ 法人等の特筆すべき活動等の要素を業績勘案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情があるとされている場合、当該要素を考慮することが妥当であること。	(該当要素なし)
⑦ 退職役員在职期間における目的積立金の額に照らして適切な水準であること。	基本業績勘案率が1.0を超える場合には、当該退職役員在职期間における目的積立金の額に照らして適切な水準であるかを考慮することとする。
⑧ 理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されていること。	当該退職役員に理事長、副理事長、理事、監事の個々の職責に照らして特段の個人業績がある場合においては、その実績に応じて業務勘案率を増減させることができる。
⑨ 各府省独立行政法人評価委員会において、客観的資料を基に、十分な体制、時間をもって審議されていること。業績勘案率は、結果として、業績に応じて弾力的なものであること。また、決定された業績勘案率及びその理由が公表されること。	役員退職者がでた場合には、当該法人は評価委員会へ業績勘案率の決定に係る申請を行うものとする(議決権限は分科会へ委任)。その際、当該退職役員在职期間に係る実績評価に基づいた基本業績勘案率を示すとともに、個人業績がある場合は、その客観的、具体的根拠を示す資料を提示するものとする。 (業績に応じて0.0~2.0)